

はしがき

本書は、刑事訴訟法をこれから学ぼうとしている方や基本を復習したい方のために、20事例をマンガで紹介しながら、重要な論点を理解できるようにしたものです。マンガの具体的なシナリオを通して学ぶことで、知識が定着しやすく理解を深めることができます。

刑事訴訟法は、証拠収集や犯人逮捕等の捜査手続を定めた法律で、刑事事件を取り扱う警察官にとって正しい知識と理解が必要不可欠です。

そこで本書は、警察官が刑事訴訟法を学ぶ上で押さえておきたい論点、昇任試験で問われやすいテーマや職務上取り扱いの多い事案等から20項目を厳選し、それぞれ「事例(マンガ)→解説→答案例」の流れで各項目を理解することができるようになっています。

本書を刑事訴訟法の基礎固めにご活用いただき、日々の職務執行や昇任試験対策の一助となれば幸いです。

ご好評いただいております『TOPのマンガで学ぶ刑法』『TOPのマンガで学ぶ憲法・行政法』も、併せてご活用ください。

令和6年7月
株式会社 教育システム
代表取締役社長 松崎 基子

Contents

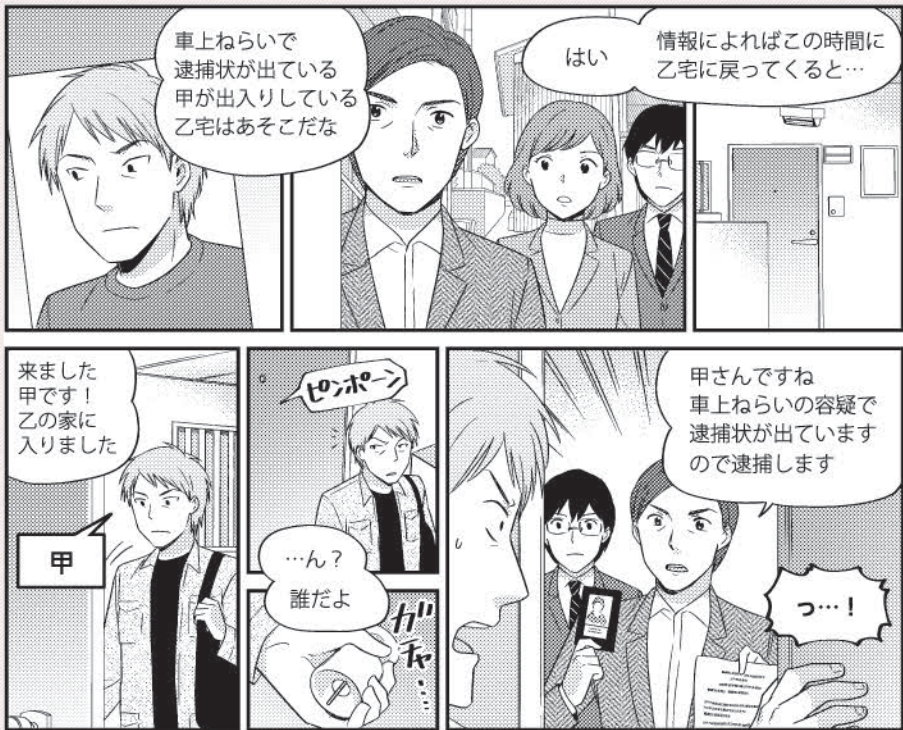
本書の構成と使い方	004
捜査	
捜査の端緒	
1. 検視	008
2. 告訴	014
任意捜査	
3. 任意同行	022
被疑者の身柄保全	
4. 通常逮捕	030
5. 逮捕状の緊急執行	038
6. 緊急逮捕	046
7. 現行犯逮捕	054
8. 準現行犯逮捕	062
9. 再逮捕・再勾留	070
10. 別件逮捕・勾留	078
11. 逮捕後の手続	086
物的証拠の収集	
12. 令状による捜索・差押え① 捜索差押許可状の請求	094
13. 令状による捜索・差押え② 必要な処分	102
14. 令状による捜索・差押え③ 立会い・身体捜索	108
15. 令状による捜索・差押え④ 別事件の証拠物を発見した場合の措置	116
16. 令状によらない捜索・差押え	122
17. 強制採尿	130
被疑者の防御権	
18. 接見交通権	138
証拠	
19. 自白	148
20. 伝聞証拠	156
刑訴法に関する用語	
①	146
②	164
索引	166

16

令状によらない捜索・差押え

^{▶P.164} 令状によらない捜索・差押えとは、捜査機関が、^{▶P.164} 被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、令状によることなく、人の住居等に入り被疑者を捜索し、^{▶P.146} 又は、逮捕の現場で目的物の捜索・差押え若しくは検証をすることができることをいいます。

● 問題となる論点について事例を見て考えましょう。 ●



POINT
1

甲の身体に対しての捜索・差押えは適法なの？

POINT
2

乙方及び乙所有車両に対しての捜索・差押えは適法なの？



捜査の端緒

任意捜査

被疑者の身柄保全

捜査

物的証拠の収集

被疑者の防衛権

証拠

適法である。

詳しくはP.125へGO!

適法である。

詳しくはP.126へGO!

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、199条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。210条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である(220条1項)。

人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること(1号)。

逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること(2号)。

1項の処分をするには、令状は、これを必要としない(220条3項)。

意 義
要 件

捜査機関が、被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、令状によることなく、① 人の住居等に入り被疑者を搜索し、又は、② 逮捕の現場で目的物の搜索・差押え若しくは検証をすることができることをいいます。

① 逮捕する場合

単なる時点よりも幅のある逮捕する際をいいます。

逮捕との時間的接着を必要としますが、逮捕着手時の前後関係は問いません(最判昭36.6.7)。

② 必要があるとき

逮捕のため、被疑者の搜索等を行う必要があるときをいいます。

捜査機関の主観的判断だけでなく、客観的にも被疑者の搜索等を行う必要性が認められることを要します(札幌高判昭37.9.11)。

令状なく
搜索・差押え
できる理由

人の住居等に立ち入って被疑者を搜索する場合に令状を必要とするのであれば、令状の請求手続を行っている間に、

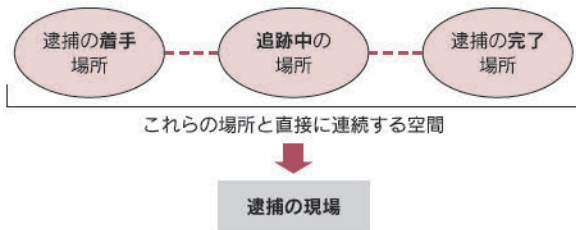
- ① 被疑者が逃走してしまい、逮捕の目的を達することができないという結果を生じる可能性がある
- ② 証拠物等が散逸又は破壊されるなどして、証拠保全の目的を達せないことにつながる

等の理由から、刑訴法220条1項に定められている処分を行うには令状を要しないとされている。

③ 逮捕の現場

(1) 意義

逮捕行為に着手した場所から逮捕完了までの場所をいいます(場所的同一性)。



このコマに注目!



甲に対し、逮捕状に基づく逮捕(通常逮捕)を執行し、それに伴い、甲の身体に対する捜索・差押えを行っている。

POINT
1

甲の身体に対する捜索・差押えは、① 甲を逮捕する場合で、② 捜索等を行う必要があり、③ 逮捕の現場において行われたものである。よって、適法である。



判例

逮捕の現場と認められた事例

- ホテル5階の待合所で大麻所持の容疑により被疑者を現行犯逮捕した後、友人と宿泊中の7階客室に連行して室内を捜索し、更に大麻を押収^{判P.146}した事例(東京高判昭44.6.20)。
- 現行犯逮捕の現場で押収に着手し、約120メートル離れた交番にて押収手続を完了した事例(大阪高判昭50.7.15)。
- その場で直ちに捜索・差押えを実施することが適当でないときに、各被疑者の逮捕場所から約500メートル又は約3キロメートル離れた警察署に連行した後に、各捜索・差押えがなされた事例(最決平8.1.29)。

捜査の端緒

任意捜査

被疑者の身柄保全
捜査

物的証拠の収集

被疑者の防御権

証拠

要件

(2) 具体的範囲

- ア 被疑者の住居の場合
被疑者の支配内にあると認められるため、逮捕行為を行った室内のみならず、**住居内全般**が含まれます。
- イ 第三者の住居の場合
原則として、**逮捕した室内**に限られます。

ただし、当該住居について、被疑者の影響が顕著に及んでいるのであれば、住居内全般が含まれます。

このコマに注目！



本件の住居は、甲の自宅ではなく、乙の自宅だが、甲が常日頻出入りしている。



本件車両の所有者は乙だが、この車両は、乙方と接する場所に存在し、甲が車両のキーを所持している。

POINT
2

甲は、乙の不在中に単独で乙の住居内全般にわたって支配を及ぼしていたといえることから、乙方全般が「逮捕の現場」に含まれる。よって、乙方に対して行った令状によらない搜索・差押えは、適法といえる。また、乙所有車両についても甲が現実の支配を及ぼしていたといえることから「逮捕の現場」に含まれる。よって、乙所有車両への搜索・差押えも適法といえる。

- ウ アパート等の建物等
同一建物内に、他の部屋等がある場合で、その一室で逮捕されたときは、他の部屋等は含まれません。

立会の
要否

対象物

① 被疑者を捜索する場合

原則として、住居主等の立会いは必要ですが、急速を要するときは住居主等の立会いは必要ありません(222条2項)。

② 逮捕の現場での捜索・差押えの場合

住居主等の立会いが必要であり、それができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち合わせる必要があります(222条1項・114条2項)。

急速を要するときであっても立会人は必要です。

- ① 証拠物又は没収すべき物と思料されるものです(222条1項・99条1項)。
- ② その場の状況から、逮捕者に危険を及ぼす可能性のある凶器等も差し押さえることができます。

証拠物	○ 逮捕事実を直接に立証する証拠物 ○ 犯行の動機、目的あるいは背景事情等の立証に役立てることができるもの
没収すべき物	○ 没収の対象となる物 (刑法19条1項各号に列挙されたもの)

逮捕事実と別個の被疑事実の証拠物は、令状なくして差し押さえることはできません。



判例

令状によらない捜索・差押えの対象物

無免許運転(道交法違反)の事実で現行犯逮捕した際の捜索により、当該運転車両内に隠匿されていた無登録の日本刀(銃刀法違反)を発見して差し押さえる行為について、220条1項2号に基づき捜索・差押えをすることができるのは、当該犯罪の証拠物に限られることから、別個の犯罪の証拠物の捜索・差押えをすることは許されない(東京高判昭46.3.8)。

令状によらず
住居主等の同意
を得て行う捜索

人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶については、住居主等の承諾が得られる場合においても、令状を得ずに捜索を行うことは妥当でない。捜索令状の発付を得てから、捜索を行う(犯捜規108条)。

捜査の端緒

任意捜査

被疑者の身柄保全
捜査

物的証拠の収集

被疑者の防衛権

証拠

令状によらない捜索・差押え

問

A警察署では、車上ねらい被疑者甲の逮捕状の発付を受け、行方を追っていたところ、甲の友人乙の家に甲が常日頃から出入りしていることが判明したため、乙方に対する張込み捜査を行っていた。そこへ甲が現れて乙方に入ったことから、乙方において甲を通常逮捕し、逮捕の現場において乙方及び甲の身体に対し捜索・差押えを行ったところ、甲のポケットから車のキーが出てきた。車のキーについて甲に追及すると「乙の車のキーでいつも自分が使っている。車はすぐ前の路上に駐車してある。乙はいつ帰ってくるか分からない」と申し立てたことから、乙所有車両についても捜索・差押えを行った。

この場合における、捜索・差押えの適否について述べなさい。

答案例

1 結論

乙方及び甲の身体、乙所有車両に対して行った捜索・差押えは、適法である。

2 令状によらない捜索・差押え

(1) 意義

被疑者を逮捕する場合において、必要があるときは、令状によることなく逮捕の現場において捜索・差押えを行うことができることをいう。

(2) 令状が不要である理由

その住居に立ち入って被疑者を捜索するのに捜索令状が必要であるとした場合、令状の請求手続を行っている間に被疑者が逃走してしまい、逮捕の目的を達することができないという結果が生じる可能性がある。

また、逮捕の現場には逮捕の理由となった証拠物等が存在する可能性が極めて高く、その場所を捜索して証拠物等を差し押さえ、証拠の保全を図る必要があるからである。

3 逮捕する場合

単なる時点よりも幅のある逮捕する際をいう。逮捕との時間的接着を必要とするが、逮捕着手時の前後関係は問わない。

4 逮捕の現場

逮捕行為に着手した場所から逮捕完了までの場所をいう。その範囲は、逮捕行為の際に被疑者が現実の支配を及ぼしていた場所及び被疑者の影響が顕著に及んだ場所も含まれる。

5 私住居における具体的な範囲

(1) 被疑者の住居において逮捕する場合、被疑者の支配内にあると認められる住居内全般について、令状によらない捜索・差押えを行うことができる。

(2) 第三者の住居等で被疑者を逮捕する場合、捜索・差押えの範囲は原則として逮捕した室内に限られる。

ただし、被疑者と当該住居の住居主等が密接な関係を有し、被疑者が常日頃から当該住居に出入りし、あるいは既に長期間滞在している場合等は、被疑者の影響が顕著に及んでいるとして住居内全般について令状によらない捜索・差押えを行うことができる。

6 設問に対する検討

(1) 甲に対し通常逮捕状を執行し、甲の身体について逮捕の現場において捜索・差押えを実施した行為は、「逮捕する場合」に当たり、適法である。

(2) 甲は、常日頃から乙方へ出入りしており乙と密接な関係を有していることから、乙方が甲の住居に準じるものと認めるに足りる事情がある。甲は、当該住居内全般にわたって支配を及ぼしていたといえ、「逮捕の現場」に当たることから、乙方に対して行った令状によらない捜索・差押えは、適法である。

(3) 乙所有車両は、乙方直近の路上に駐車されているため、逮捕行為が行われた乙方住居と直接接続する範囲内に存在すると認められる。また、同車のエンジンキーを所持する甲は、乙所有車両について現実の支配を及ぼしていたといえ「逮捕の現場」に当たる。

以上により、乙所有車両について行った令状によらない捜索・差押えは、適法である。